（別紙）

令和8年10月1日改正

利用料金表

ふれあいの家あずま野

（1割負担）

単位 ： 円

介護度	介護保険自己負担／月額（1割）								
	基本サービス費	看護職員配置加算Ⅲ	科学的介護推進体制加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	総合マネジメント体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	認知症加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.9%）
要支援1	3,450		40	10	1,200	750			所定単位数に18.6%を乗じた単位数
要支援2	6,972								
要介護1	10,458	480					890（該当者のみ）	460（該当者のみ）	
要介護2	15,370								
要介護3	22,359								
要介護4	24,677								
要介護5	27,209								

＋

食費	朝　食	300
	昼　食	600
	夕　食	600
宿泊費	光熱費（700円）＋滞在費(1800円)	2,500

※利用者負担額は、利用区分に応じ介護保険料の1～3割と法定外費用の合計額となります。
上記は1割負担の額です。2割、3割負担は下記になります。

※加算料金の「サービス提供体制強化加算」は、前年度の職員の状況により毎年4月に変更することがあります。

※介護職員等処遇改善加算は基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算率（18.6%）を乗じた単位数となります。
尚、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となり、また乗じた際は、小数点以下は四捨五入となります。

※登録後30日間は初期加算として1日あたり30円の自己負担が別途必要です。
また、30日を超える入院後、再び利用を開始した場合も同様です。

介護保険の認定を受けた方が対象となります。

（2割負担）

介護度	介護保険自己負担／月額（2割）								
	基本サービス費	看護職員配置加算Ⅲ	科学的介護推進体制加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	総合マネジメント体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	認知症加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.9%）
要支援1	6,900		80	20	2,400	1,500			所定単位数に18.6%を乗じた単位数
要支援2	13,944								
要介護1	20,916	960					1,780（該当者のみ）	920（該当者のみ）	
要介護2	30,740								
要介護3	44,718								
要介護4	49,354								
要介護5	54,418								

（3割負担）

介護度	介護保険自己負担／月額（3割）								
	基本サービス費	看護職員配置加算Ⅲ	科学的介護推進体制加算		総合マネジメント体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	認知症加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.9%）
要支援1	10,350		120	30	3,600	2,250			所定単位数に18.6%を乗じた単位数
要支援2	20,916								
要介護1	31,374	1,440					2,670（該当者のみ）	1,380（該当者のみ）	
要介護2	46,110								
要介護3	67,077								
要介護4	74,031								
要介護5	81,627								